

岩手県医療局管理規程第2号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第26項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第27項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センタ</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長	[略]		診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センタ			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長	[略]		診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び		
決裁権者	代決権者																								
	第1順位者	第2順位者																							
院長	[略]																								
診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センタ																									
決裁権者	代決権者																								
	第1順位者	第2順位者																							
院長	[略]																								
診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び																									

一（以下「診療部等」という。）の所掌する事務

[略]

[略]

(3) [略]

(担当課長等共通専決事項)

第7条の3 本庁の担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(4) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。

(6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 医師支援推進室長又は総括課長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で医師支援推進室長又は総括課長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(4) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。

(6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額

に救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務

[略]

[略]

(3) [略]

(担当課長等共通専決事項)

第7条の3 本庁の担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 医師支援推進室長又は総括課長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で医師支援推進室長又は総括課長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

の決定又は改定に関すること。

(7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

人事研修担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

給与担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 職員(局長が別に定める職員に限る。以下給与担当課長専決事項において同じ。)の住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(3)～(5) [略]

(6) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他のサービス(第11条第4号及び第12条第2号に定めるものを除く。)に関すること。

(5)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

人事研修担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

給与担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 職員の住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(3)～(5) [略]

(6) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第27項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他のサービス(第11条第1項第4号及び第12条第2号に定めるものを除く。)に関すること。

(5)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第27項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。

(1)～(8) [略]

(9) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定又は改定に関すること。

(10) [略]

(11) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。

(12) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(13) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第26項第24号の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等(別に定めるものを除く。)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの(以下「診療契約利用料等」という。)の徴収を除く。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第16号(診療契約利用料等に係るものに限る。)、第17号及び第24号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第27項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第27項第24号の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等(別に定めるものを除く。)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの(以下「診療契約利用料等」という。)の徴収を除く。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第27項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号(診療契約利用料等に係るものに限る。)、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。